

証券コード 7790
(発送日) 2026年3月10日
(電子提供措置開始日) 2026年3月4日

株 主 各 位

鳥 取 県 倉 吉 市 河 北 町 1 番 地
株 式 会 社 バ ル コ ス
代 表 取 締 役 社 長 山 本 敬

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.barcos.jp/ir情報/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報）】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。)



敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年3月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5（倉吉パークスクエア内）
エースパック未来中心 セミナールーム3 |

3. 目的事項

報告事項

1. 第35期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみであるため、株主総会終了時の決議ご通知は送付いたしませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）における我が国の経済環境は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、原材料価格やエネルギー価格の高止まり、円安基調の長期化による物価上昇の影響に加え、世界的な金融引締めや地政学的リスクの高まりなどにより、先行き不透明な状況が続きました。また、継続的なインフレーションに賃金上昇が追いついていないことから、当連結会計年度も、実質賃金が4年連続でマイナスになり、消費者が商品の価格によりシビアになりました。

こうした環境下においても、当社グループは、つねに良い品質の商品を、お手頃な価格で提供することにより強固な顧客基盤を築き、当連結会計年度の売上高は堅調に推移しましたが、一方で当連結会計年度においてはM&A関連の先行投資を積極的に実施したことにより利益面では一時的に影響が生じたものの、収益改善の取り組みが奏功し、2025年11月に公表した業績予想の修正値を各段階利益において上回る結果となりました。

これらの投資は、2025年11月に公表しております中期経営計画の戦略に則った中期的な成長基盤の強化および事業領域の拡大を目的とした先行投資であり、今後は新たに加わった企業とのシナジー創出や事業拡大を通じて、収益力の向上および持続的な成長の実現を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,504,338千円（前連結会計年度比9.6%増）、営業利益は105,177千円（同58.8%減）、経常利益は120,386千円（同52.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は50,661千円（同67.0%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

ライフスタイル提案事業の当連結会計年度の業績は、売上高は5,250,336千円（前連結会計年度比10.8%増）、セグメント利益は385,965千円（同32.7%減）となりました。

メディアクリエイティブ事業の当連結会計年度の業績は、売上高は270,102千円（前連結

会計年度比8.3%減)、セグメント損失は5,888千円(前連結会計年度はセグメント損失24,196千円)となりました。

ディベロップメント事業の当連結会計年度の業績は、売上高は23,389千円(前連結会計年度比1.7%増)、セグメント損失は667千円(前連結会計年度はセグメント利益1,997千円)となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第34期 (2024年12月期) (前連結会計年度)		第35期 (2025年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度増減比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ライフスタイル提案事業	4,738,483千円	93.7%	5,250,336千円	94.7%	511,853千円	10.8%
メディアクリエイティブ事業	294,417	5.8	270,102	4.9	△24,314	△8.3
ディベロップメント事業	23,004	0.5	23,389	0.4	385	1.7
合計	5,055,904	100.0	5,543,828	100.0	487,924	9.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、ライフスタイル提案事業の設備投資として主に新規出店の内装、ディベロップメント事業の設備投資として主にBARCOS RYOKAN 三朝荘の修繕工事を実施し、総額で39,332千円の設備投資を実施しております。

③ 資金調達の様況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として250,000千円の調達を行いました。また、2025年1月31日に公募増資により55,000株の新株式を発行し、70,840千円の資金調達を行いました。2025年3月5日に第三者割当により13,300株の新株式を発行し、17,130千円の資金調達を行いました。

④ 他の方社の事業の譲受けの状況

当社は、2025年2月28日を効力発生日として、株式会社INSTYLE APPARELよりLA MARINE FRANÇAISE事業を譲り受けました。

⑤ 他の方社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年10月31日付で株式会社藤本コーポレーションの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第32期 (2022年12月期)	第33期 (2023年12月期)	第34期 (2024年12月期)	第35期 (当連結会計年度 (2025年12月期))
売上高 (千円)	3,769,635	3,857,816	5,023,589	5,504,338
経常利益 (千円)	41,441	120,310	251,644	120,386
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	3,664	42,821	153,564	50,661
1株当たり当期純利益 (円)	3.21	37.56	134.71	42.17
総資産 (千円)	2,681,603	4,195,172	4,467,924	4,579,831
純資産 (千円)	444,486	491,207	652,383	778,068
1株当たり純資産 (円)	389.90	430.88	572.27	643.94

- (注) 1. 第33期より、顧客負担の配送費及び手数料について表示方法を変更しており、第32期についても組替え後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社グリーンであり、同社は当社の株式733,000株（議決権比率60.66%）を保有しております。同社は当社代表取締役である山本敬氏の資産管理会社であります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アイ・シー・オー	6,000 千円	100.0%	当社との商品の売買
BARCOS HONG KONG L I M I T E D	1 HKD	100.0	当社との商品の売買
广州巴可斯商貿有限公司	10,000 RMB	100.0 [100.0]	当社サンプルの製造
株式会社ファッションニュース 通 信 社	10,000 千円	100.0	メディア・情報発信事業 SNSマーケティング事業
株式会社トリプル・オー	10,000 千円	100.0	広告、出版物など映像、グラフィック の企画、制作
株 式 会 社 B F L A T	10,000 千円	100.0	E Cモールを通じた婦人服、雑貨等の 販売
株式会社 i m m u n i t y	3,000 千円	100.0	S N S マーケティングを駆使した女性 向け商品の企画・販売
株式会社藤本コーポレーション	30,000 千円	100.0	靴下等繊維製品の製造・販売

- (注) 1. 議決権比率の [] 内の数値は、間接所有による議決権比率であります。
 2. 2025年10月31日付で株式会社藤本コーポレーションの全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。
 3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社 B F L A T
特定完全子会社の住所	大阪府大阪市浪速区桜川 1-4-21
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,350,000千円
当社の総資産額	4,514,179千円

(4) 対処すべき課題

① 商品開発力及びブランド価値の向上

当社は、お客様の好みや流行の変化に素早く対応するため、市場動向や購買データを分析し、それを商品企画に反映する体制を強化してまいります。また、グループ内の各ブランドで得られた販売実績やマーケティングの成功事例を共有することで、ブランドの魅力を高め、売れ筋商品の継続的な創出を目指してまいります。

② 顧客データ基盤の高度活用

消費者の購買行動が多様化する中、顧客情報を適切に活用することは企業成長の重要な基盤となります。当社は、保有する顧客データの分析精度を高めるとともに、お客様一人ひとりに合わせた販売促進やサービス提供を強化し、満足度の向上と購買機会の拡大を図ります。これにより、長期的にお客様から得られる売上の総額を最大化してまいります。

③ EC販売およびデジタル戦略の強化

オンラインでの購買が拡大する中、自社ECサイトの機能向上やシステムの最適化、操作の分かりやすさ・使いやすさの改善を進めてまいります。また、デジタル広告や分析結果を活用した販売促進を強化し、顧客の利便性向上と販売機会の拡大を図ります。さらに、データに基づいた販促活動により、新規顧客の獲得と既存顧客の再購入促進を同時に進めてまいります。

④ 「バルコスプラットフォーム」を活用したM&A戦略の推進

当社は、中長期的な企業価値向上のため、商品開発力、顧客基盤、EC運営ノウハウ、マーケティング機能などを統合した「バルコスプラットフォーム」を成長の基盤と位置付けています。この基盤を活用し、相乗効果が期待できる企業との資本提携やM&Aを積極的に進め、事業領域の拡大、収益基盤の強化、競争力の向上を図ってまいります。

⑤ 財務基盤及び経営管理体制の強化

事業拡大やM&Aを推進するため、資金調達手段の多様化、資本の効率的活用、資金管理体制の強化を進め、安定した財務基盤を維持しながら成長投資を実行してまいります。また、内部管理体制及び経営監督体制をさらに充実させ、持続的な成長と企業価値向上を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
ライフスタイル提案事業	<ul style="list-style-type: none"> ・バッグ、財布等の企画 ・インフォーマーシャル、ECサイト(※)、店舗、新聞・雑誌等のメディアを通じた販売 ・服飾雑貨等のECサイトを通じた販売
メディアクリエイティブ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ファッション関連情報メディアサイトの運営 ・サッカー関連情報メディアサイトの運営 ・映像制作等
ディベロップメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・収益物件の賃貸 ・Barcos Coffee、BARCOS RYOKAN 三朝荘の賃貸

(※) 公式オンラインショップ、Yahoo!ショッピング、楽天市場、ZOZOTOWN等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

本社：鳥取県倉吉市

支店：東京都目黒区

店舗：

地域	店舗数	開設年月	店舗名
関東地区	4店舗	2005年2月	マリフランセーズ代官山店
		2009年9月	マリフランセーズたまプラーザテラス店
		2010年7月	マリフランセーズアトレ吉祥寺
		2019年12月	バルコス東京目黒本店
中部地区	1店舗	2004年2月	マリフランセーズ新潟ビルボードプレイス店
中国地区	6店舗	2016年1月	バルコス倉吉本店
		2017年8月	バルコス鳥取店
		2017年11月	倉敷天満屋店
		2019年4月	ゆめタウン出雲店
		2024年8月	イオンモール日吉津店
		2024年8月	イオン松江ショッピングセンター店
九州地区	1店舗	2012年2月	マリフランセーズアミュプラザ小倉店
合計	12店舗		

② 子会社

株式会社アイ・シー・オー	本社：鳥取県倉吉市
BARCOS HONG KONG LIMITED	本社：中国・香港中環
广州巴可斯商貿有限公司	本社：中国広東省広州市
株式会社ファッションニュース通信社	本社：東京都目黒区
株式会社トリプル・オー	本社：東京都目黒区
株式会社BFLAT	本社：大阪府大阪市浪速区
株式会社immunity	本社：東京都目黒区
株式会社藤本コーポレーション	本社・工場：福岡県北九州市

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ライフスタイル提案事業	118名	16名増
メディアクリエイティブ事業	4	6名減
ディベロップメント事業	－	－
全社（共通）	6	1名増
合計	128	11名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。なお、臨時使用人数については使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. ディベロップメント事業は、営業部の使用人が兼務しております。
3. 全社（共通）は、管理部及び内部監査室の使用人であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82名	9名増	45.1歳	4.7年

- (注) 使用人数は就業員数であります。なお、臨時使用人数については使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	728,354千円
株 式 会 社 中 国 銀 行	610,821
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	509,414
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	338,019
株 式 会 社 鳥 取 銀 行	260,420
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200,000
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	174,996
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	36,129

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社鳥取銀行、株式会社中国銀行及び株式会社商工組合中央金庫の借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とする4行によるシンジケートローン残高942,500千円が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 4,560,000株

② 発行済株式の総数 1,208,300株

(注) 1. 2025年1月31日付の公募増資により、発行済株式の総数は55,000株増加しております。

(注) 2. 2025年3月5日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は13,300株増加しております。

③ 株主数 511名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 グリーン	733,000株	60.66%
山本 敬	351,900	29.12
渡邊 栄治	5,400	0.45
福田 憲史	4,500	0.37
古瀬 博	3,500	0.29
平塚 和幸	2,700	0.22
杉本 典子	2,500	0.21
浦 悠起	2,400	0.20
小沼 滋紀	2,000	0.17
植松 圭一	2,000	0.17
田中 真紀	2,000	0.17
大舘 真子	2,000	0.17

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 本 敬	株式会社アイ・シー・オー代表取締役 BARCOS HONG KONG LIMITED取締役 广州巴可斯商貿有限公司取締役 株式会社ファッションニュース通信社取締役 株式会社トリプル・オー取締役 株式会社BFLAT取締役 株式会社藤本コーポレーション取締役
取 締 役	田 子 知	フルフィルメント部長 广州巴可斯商貿有限公司監査役
取 締 役	高 田 真 由 子	営業部長 BARCOS HONG KONG LIMITED取締役 株式会社BFLAT代表取締役 株式会社 immunity 代表取締役社長
取 締 役	高 橋 克 典	アルシュ株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	伊 藤 教 史	－
監 査 役	伊 藤 敬 之	法律事務所Zelo・外国法共同事業 所属弁護士
監 査 役	村 中 剛 士	村中剛士公認会計士事務所 所長 和奏監査法人 パートナー 株式会社アイエヌホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役高橋克典氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役伊藤敬之氏及び村中剛士氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役村中剛士氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役高橋克典氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等は、各取締役の業務執行等の状況を俯瞰した立場から判断できることから、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議により委任された代表取締役社長の山本敬が決定しております。決定にあたって、あらかじめ役員報酬に関する内規による役位別の基本月額を取締役会で定め、これに貢献度等の評価を勘案し、社外取締役に説明のうえ、合意を得て決定しております。

監査役については株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の役員報酬は固定報酬のみであり、その他業績連動報酬等は採用しておりません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	88,230千円 (3,600)	88,230千円 (3,600)	—	—	4名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,000 (4,800)	9,000 (4,800)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	97,230 (8,400)	97,230 (8,400)	—	—	7 (3)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2024年3月29日開催の第33回定時株主総会において年額120,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2024年3月29日開催の第33回定時株主総会において年額15,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高橋克典氏は、アルシュ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役伊藤敬之氏は、法律事務所ZeLo・外国法共同事業の所属弁護士であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役村中剛士氏は、村中剛士公認会計士事務所の所長であり、和奏監査法人のパートナー、株式会社アイエヌホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高橋 克典	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。数々の代表取締役社長を歴任し、高い経営経験と知識に基づき、取締役会では経営全般の観点から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 伊藤 敬之	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士として豊富な法務知識を有し、また、消費者庁に出向していた経験を持ち、特に当社事業に係るコンプライアンスについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 村中 剛士	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人ハイビスカス

(注) 当社の会計監査人でありました新月有限責任監査法人は、2025年3月28日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,950千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,950

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、2022年3月15日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、現在はその基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるために、「バルコス行動規範」を定め、代表取締役社長が中心となり職員に周知することにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 取締役会は「取締役会規程」により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
- ③ 当社グループは「内部通報規程」を定め、法令違反その他不正行為の早期発見及び是正を図る。
- ④ 監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。また、内部監査室は、執行部門から独立した代表取締役直属の組織として、内部監査を実施する。
- ⑤ 当社グループは、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るため、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、コンプライアンス体制の整備、充実及び運用を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「文書管理規程」等の既存の諸規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録又は保存し、適切に保存又は管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループ全体のリスク管理体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、当社管理部長を全社のリスク管理に関する統括責任者に任命する。リスク管理統括責任者は、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ総括的に管理するため、「経理規程」、「販売管理規程」、「与信管理規程」等の既存の諸規程に加え、必要なリスク管理に関する規程の策定にあたる。
- ② 当社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」により、代表取締役社長を委員長、事務局を当社企画部とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、当社グループのリスクマネジメントを充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングする。
- ③ 当社各部門又は子会社を所管する取締役及び部門長はリスク管理責任者として、それぞれの業務に関連して発生する会社経営に及ぼす重要なリスクを管理する体制を整備する。
- ④ 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの損失を最小に留め、事業の迅速な復旧を図るため、「コンティンジェンシー・プラン」を策定し、役職員に周知する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」等の諸規程で定め、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を構築すると共に、子会社に於いてこれに準拠した体制を構築する。
- ② 原則毎月2回の役職者会議、毎月1回の定時取締役会、又は臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、取締役間の情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、他の取締役の業務執行状況の監督を行う。

- ③ 当社子会社の経営管理は、「関係会社管理規程」に基づき当社管理部が行う。子会社の経営状況及び取締役の職務執行状況につき、定期的に当社社長及び取締役会へ報告するとともに、子会社の取締役に對し、適宜必要な助言・指導を行い、これにより、当社グループ全体として効率的な職務執行を確保する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社グループでは、子会社の代表取締役が毎月営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を行う。
- ② 子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当社への速やかな報告を義務付ける。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、当社管理部が関係会社の状況に応じて必要な経営管理を行うと共に、当社から子会社の取締役又は監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理する。
- ③ 取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社グループの業務執行状況を監査する。
- ④ 内部監査室は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、管理部所属の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は監査役の指揮命令に従わなければならない。

- ② 監査役から監査業務に必要な補助を求められた管理部所属の従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査役から監査業務に必要な補助を求められた管理部所属の従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況等重要事項について定期的に報告を求めるとともに、必要な情報の交換を行う。
- ② 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社及び連結子会社経営に重大な影響を及ぼす事項の発生又は発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
- ④ 監査役は、代表取締役社長と定期的に、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ⑤ 監査役は、内部統制担当部署と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部統制担当部署に調査を求める。
- ⑥ 監査役は、会計監査人と定期的に情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に説明・報告を求める。

(9) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
- ② 内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス及びリスク管理等の現状を報告する。

- ③ 当社管理部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報又は相談を行うことができることを定めるとともに、当該通報又は相談をしたこと理由とした不利益取扱いの禁止を明記する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ② 監査役による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役が判断する場合は別途）設けると共に、代表取締役社長及び監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- ① 財務報告を適正に行うため、当基本方針に基づく経理業務に関する規定及び手順等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 内部監査室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役社長及び監査役に報告すると共に、当該部門はその対策を講じる。

(14) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 当社グループは、企業や市民社会の秩序に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、利益の供与は絶対に行わないことを基本方針とし、全役職員に対し周知徹底を図る。
- ② 反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理部が警察及び弁護士をはじめ外部の専門機関と緊密に連携を図りながら統括部署として対応する。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は期末配当、中間配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を優先的に確保しつつ毎期の利益水準を勘案したうえで、その実施を検討する所存であります。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,258,587	流動負債	1,914,281
現金及び預金	240,074	支払手形及び買掛金	181,001
受取手形及び売掛金	602,652	短期借入金	900,000
商品及び製品	782,336	1年内返済予定の長期借入金	364,557
販売用不動産	236,885	未払金	247,207
原材料及び貯蔵品	20,823	未払法人税等	103,857
返品資産	5,564	リース債務	208
前渡金	116,051	賞与引当金	13,659
その他	259,526	返金負債	6,613
貸倒引当金	△5,327	その他	97,176
固定資産	2,321,244	固定負債	1,887,482
有形固定資産	500,929	長期借入金	1,593,596
建物及び構築物(純額)	252,552	繰延税金負債	190,403
機械装置及び運搬具(純額)	27,892	退職給付に係る負債	33,923
工具、器具及び備品(純額)	11,553	役員退職慰労引当金	30,000
土地	204,217	リース債務	746
リース資産	851	資産除去債務	24,702
建設仮勘定	660	その他	14,110
その他(純額)	3,202	負債合計	3,801,763
無形固定資産	1,395,117	(純資産の部)	
商標権	520,434	株主資本	777,142
のれん	715,488	資本金	73,985
その他	159,195	資本剰余金	65,985
投資その他の資産	425,196	利益剰余金	637,171
投資有価証券	115,435	その他の包括利益累計額	926
長期前払費用	3,859	その他有価証券評価差額金	1,556
繰延税金資産	86,827	為替換算調整勘定	△629
その他	219,073		
資産合計	4,579,831	純資産合計	778,068
		負債純資産合計	4,579,831

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		5,504,338
売上総利益		1,779,422
販売費及び一般管理費		3,724,915
営業外収益		3,619,737
受取利息	1,553	
受取配当金	2,478	
為替差益	3,989	
補助金収入	1,554	
保険解約返戻金	11,652	
投資有価証券売却益	26,293	
匿名組合投資利益	30,755	
その他	4,810	83,087
営業外費用		
支払利息	35,737	
支払手数料	19,926	
上場関連費用	6,085	
株式交換交付費	2,744	
匿名組合投資損失	1,174	
その他	2,211	67,879
経常利益		120,386
特別利益		
負ののれん発生益	47,106	
固定資産受贈益	7,686	54,793
特別損失		
訴訟関連費用	240	240
税金等調整前当期純利益		174,939
法人税、住民税及び事業税	163,531	
法人税等調整額	△39,253	124,277
当期純利益		50,661
親会社株主に帰属する当期純利益		50,661

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	30,000	22,000	586,510	638,510
当連結会計年度変動額				
新株の発行	43,985	43,985		87,970
親会社株主に帰属する当期純利益			50,661	50,661
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	43,985	43,985	50,661	138,631
当連結会計年度末残高	73,985	65,985	637,171	777,142

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 限 公 司 株 主 持 分 額 差 額	為 替 換 算 定 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当連結会計年度期首残高	14,320	△447	13,873	652,383
当連結会計年度変動額				
新株の発行				87,970
親会社株主に帰属する当期純利益				50,661
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△12,764	△182	△12,946	△12,946
当連結会計年度変動額合計	△12,764	△182	△12,946	125,684
当連結会計年度末残高	1,556	△629	926	778,068

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社アイ・シー・オー
株式会社ファッションニュース通信社
BARCOS HONG KONG LIMITED
广州巴可斯商貿有限公司
株式会社トリプル・オー
株式会社BFLAT
株式会社immunity
株式会社藤本コーポレーション

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度より、株式の取得に伴い株式会社藤本コーポレーションを連結の範囲に含めております。なお、同社のみなし取得日を2025年10月31日としているため、2025年11月1日より損益計算書を連結しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

□ 棚卸資産

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 3年～8年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、商標権についてはその効果の及ぶ期間（5年～20年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は2年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、連結子会社の一部は期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、いずれの事業におきましても履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っていません。

イ. ライフスタイル提案事業 ライフスタイル提案事業においては、主にバッグ、財布、服飾雑貨等の商品の販売を行っており、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

なお、出荷を伴う商品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当該収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる額については、過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。また、割引クーポン等を顧客に支払われる対価として認識しており、割引クーポン等の使用時に取引価額を減額して収益を認識しております。

ロ. メディアクリエイティブ事業

メディアクリエイティブ事業においては、WEBメディアサイトの運営を行っており、当該サイトへのディスプレイ広告の掲載サービスを提供しております。さらに、映像、ポスター、CDジャケット、グラフィックデザイン、イベントプロデュース、番組ディレクション、ロゴデザイン、パンフレットデザイン等の企画、管理、制作を行っております。ディスプレイ広告は、顧客との契約条件で規定されたインプレッション、ビュー、クリック等の特定のアクションを充足した時点で履行義務が充

足されることから、当該時点で収益を認識しております。映像等の企画、管理、制作は顧客へ成果物を納品した時点で履行義務が充足されたものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

- ハ. ディベロップメント事業 ディベロップメント事業においては、オフィスビル、事務所、マンション等の不動産の賃貸を行っております。
不動産の賃貸収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

ロ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主として10年間の定額法により償却を行っております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「商品」で表示しておりましたが、当連結会計年度より「商品及び製品」として表示する方法に変更しております。これは、当連結会計年度において株式会社藤本コーポレーションの株式を取得したことにより、当社グループの事業運営をより適切に表示するために行ったものであります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 株式会社BFLATに係るのれん及び商標権の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん(株式会社BFLAT)	576,325千円
商標権(株式会社BFLAT)	446,789千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんのうち576,325千円及び商標権446,789千円は、連結子会社である株式会社BFLATを取得した際に発生したものであり、取得時に対象会社が作成した将来の事業計画に基づいて超過収益力等を検討し、計上しております。

のれん及び商標権について減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、営業損益が継続してマイナス、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等が含まれます。

当連結会計年度においては、株式会社BFLATに係るのれん及び商標権を含む資産グループである株式会社BFLAT全体について、取得時に見込んだ事業計画上の売上高や営業利益の達成状況等を検討し、減損の兆候はないと判断しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された予算、中期経営計画に基づく売上高、営業利益等の見込みに基づき算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、予算の変更や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	500,929千円
無形固定資産	1,395,117千円
長期前払費用	3,859千円
減損損失	－千円

(注) 無形固定資産1,395,117千円には、「(1) 株式会社BFLATに係るのれん及び商標権の評価」で記載している株式会社BFLATに係るのれん(576,325千円)及び商標権(446,789千円)が含まれております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として管理会計上の区分に従うことを基本としつつ、賃貸等不動産、各店舗設備、番組制作費については、個別物件単位で資産のグルーピングを行っており、のれん等については、関連する事業資産を含むより大きな単位でグルーピングしております。各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、市場価格が著しく下落した場合、退店や放送終了の意思決定をした場合等、減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された予算、中期経営計画に基づく売上高、営業利益、番組放送費、MR(売上高広告宣伝費比率)の見込みや市場価格があるものについてはその固定資産の時価に基づき算定しております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、予算の変更や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 商品及び製品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	782,336千円
売上原価のうち、棚卸資産評価損	60,542千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、商品の評価を行うにあたっては、正味売却価額に基づき、収益性の低下を検討しております。また、一定の保有期間を経過した在庫等について、商品の性質に応じた評価減率を設定し、定期的に帳簿価額を切り下げるとともに、当該切下げ額を棚卸評価損として売上原価に計上しております。

ロ. 主要な仮定

正味売却価額は直近の販売価格を基礎とするほか、滞留在庫の識別は、商品の滞留又は処分の実績、商品の材質やライフサイクル等を総合的に勘案して判断しております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

評価損の見積りにあたっては、過去の実績や評価時点での入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、市場環境が予測より悪化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類において、棚卸資産評価損として認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	86,827千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

ロ. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは翌期の事業計画等を基礎としており、過去及び当連結会計年度の経営成績等を総合的に勘案の上、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づいて課税所得の見積可能期間を決定し、繰延税金資産の回収可能価額を算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	15,169千円
建物及び構築物	147,177千円
土地	222,831千円
投資有価証券	3,306千円
計	388,484千円

② 担保に係る債務

短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	65,148千円
長期借入金	348,845千円
計	713,993千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は、210,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 624,390千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行12行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	2,490,000千円
借入実行残高	900,000千円
差引額	1,590,000千円

(4) 保有目的の変更

当連結会計年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（建物及び構築物77,129千円、土地159,755千円）を販売用不動産に振り替えております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,208,300株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、金利・為替変動等による財務上のリスクを回避することを目的として、ヘッジ手段として限定的にデリバティブ取引を行う方針としております。

当該取引は、実需に基づく合理的な範囲内に限定して行うものとし、投機目的の取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の資金使途は、運転資金及び設備投資資金であり、償還日は決算日後、最長で11年後であります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。将来の金利上昇を一定程度見込んだうえで業績予想を策定し、金利上昇による影響をあらかじめ計画に織り込んでおります。

当社グループが行うデリバティブ取引は、金利・為替変動リスク等を回避することを目的としたヘッジ

取引であり、為替相場等の変動により評価損益が発生する可能性があります。

また、ヘッジ対象となる取引条件の変更等により、当初想定したヘッジ効果が得られない場合があります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

一部外貨建て営業債務については、為替の変動リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。借入金については、市場金利等の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引目的、取引内容、承認権限及び管理体制を明確に定め、管理部（財務担当者）が取引を執行し、管理部（会計担当者）が会計処理を行うとともに、取引状況について定期的に取締役会へ報告する体制としております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 投資有価証券 その他有価証券	115,435千円	115,435千円	-千円
② 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(1,958,153)	(1,937,273)	△20,879
③ リース債務 (1年内返済予定を含む)	(954)	(957)	3

(* 1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	240,074千円	-千円	-千円	-千円
受取手形及び売掛金	602,652	-	-	-
合計	842,726	-	-	-

(注) 2. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	900,000千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円
長期借入金	364,557	308,970	289,224	273,057	211,901	510,444
リース債務	208	208	208	208	121	-
合計	1,264,765	309,178	289,432	273,265	212,022	510,444

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時			価
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	102,265千円	－千円	－千円	102,265千円
投 資 信 託	－	13,170	－	13,170

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時			価
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	－千円	1,937,273千円	－千円	1,937,273千円
リ ー ス 債 務 (1年内返済予定を含む)	－	957	－	957

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された時価により評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、鳥取県において、賃貸用の住宅（土地を含む。）等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度期首残高	403,991千円
	当連結会計年度増減額	△249,576
	当連結会計年度末残高	154,415
当連結会計年度末の時価		156,440

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、三朝荘の修繕、追加工事（2,040千円）であり、主な減少額は、保有目的の変更による振替（240,547千円）及び減価償却費（11,068千円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」等に基づいて自社で算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト				調 整 額	連 結 計 算 書 類 計 上 額
	ライフスタイル提案事業	メディアクリエイティブ事業	ディベロップメント事業	計		
バッグ	508,728	－	－	508,728	－	508,728
財布	1,164,467	－	－	1,164,467	－	1,164,467
服飾雑貨	2,892,319	－	－	2,892,319	－	2,892,319
その他	684,821	230,612	－	915,433	－	915,433
顧客との契約から生じる収益	5,250,336	230,612	－	5,480,948	－	5,480,948
その他の収益	－	－	23,389	23,389	－	23,389
外部顧客への売上高	5,250,336	230,612	23,389	5,504,338	－	5,504,338
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	39,490	－	39,490	△39,490	－
合計	5,250,336	270,102	23,389	5,543,828	△39,490	5,504,338

(注) 売上高の調整額△39,490千円は、セグメント間取引消去であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(5) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	553,181千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	602,652
契約負債(期首残高)	2,473
契約負債(期末残高)	1,056

契約負債は、主に、ライフスタイル提案事業において、顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金や、ディベロップメント事業において顧客から受け取った前受収益に関するものでありま

す。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	643円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	42円17銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2026年1月15日開催の取締役会において、東豊物産株式会社（同社親会社保有の株式及び同社保有の自己株式を除く）の全てを取得し、同社を子会社化する旨の決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年1月30日付で当該株式を取得いたしました。

また、同社の資産管理会社で親会社でもあります株式会社ティ・エイチ・マネージメントの発行済株式の全てを取得し、100%子会社化いたしました。

なお、本件株式取得に伴い、同社の完全子会社でありますWorld Creation Pte.Ltd及び株式会社キャリアアウトは当社の孫会社となります。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 東豊物産株式会社

事業の内容 靴の卸売

被取得企業の名称 株式会社ティ・エイチ・マネージメント

事業の内容 不動産取引業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、当社及び関連会社8社で構成され、「美しく豊かに暮らす」をコンセプトにファッションアイテムなどの製造・販売並びにファッション情報を発信するメディア事業を行っております。

2025年11月に、当社グループは300億企業への道標として、「中期経営計画 2026/12期～2028/12期」を策定いたしました。中期経営計画では成長戦略の中核として、M&Aによる事業拡大を打ち出しており、本件はその戦略に沿った投資の一環です。

一方で東豊物産株式会社は、靴の卸売業を営んでおります。大手取引先とのコネクションがあり、自社で開発も行っており、顧客のニーズに合った商品の提案が可能な体制を有しております。

当社グループとしましては、東豊物産株式会社をグループに迎えることにより、当社グループが保有するマーケティング力やノウハウの活用により、事業機会の拡大、経営基盤強化及び更なる成長につながるものと判断したため、完全子会社化することといたしました。

(3) 企業結合日

2026年1月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	630,000千円
取得原価		630,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等（概算） 79,400千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,531,853	流動負債	2,295,310
現金及び預金	74,935	買掛金	11,378
売掛金	337,057	短期借入金	1,665,000
商品	547,010	1年内返済予定の借金	359,682
販売用不動産	236,885	長期借入金	197,362
材料及び貯蔵品	5,456	未払費用	22,980
前渡金	131,463	未払法人税等	743
前払費用	67,253	前受金	726
返品資産	5,553	預り金	8,862
その他の他金	126,295	前受収益	330
貸倒引当金	△58	返金負債	6,577
固定資産	2,982,326	賞与引当金	9,646
有形固定資産	459,624	ポイント引当金	321
建物	220,688	その他の他	11,698
構築物	5,425	固定負債	1,653,089
機械及び装置	443	長期借入金	1,584,221
車両運搬具	16,178	退職給付引当金	33,923
工具、器具及び備品	9,122	資産除去債務	22,009
土地	204,217	その他の他	12,935
建設仮勘定	660	負債合計	3,948,399
その他の他	2,888	(純資産の部)	
無形固定資産	170,340	株主資本	564,631
商標権	11,925	資本金	73,985
ソフトウェア	2,838	資本剰余金	65,985
のれん	870	資本準備金	65,985
その他の他	154,706	利益剰余金	424,661
投資その他の資産	2,352,360	利益準備金	1,150
投資有価証券	3,429	その他利益剰余金	423,511
出資	460	繰越利益剰余金	423,511
関係会社株	2,077,800	評価・換算差額等	1,148
長期前払費用	24,243	その他有価証券評価差額金	1,148
繰延税金資産	66,353		
その他の他	180,073		
資産合計	4,514,179	純資産合計	565,779
		負債純資産合計	4,514,179

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,995,886
売上原価	752,484
売上総利益	2,243,402
販売費及び一般管理費	2,224,189
営業利益	19,212
営業外収益	
受取利息	802
保険解約返戻金	11,870
受取配当金	560
投資有価証券売却益	24,846
雑収入	3,492
営業外費用	
支払利息	40,500
支払手数料	19,926
上場関連費用	6,085
為替差損	3,395
株式交付費	2,744
雑損失	1,591
経常損失	13,457
特別利益	
固定資産売却益	7,364
負ののれん発生益	47,106
特別損失	
訴訟関連費用	240
税引前当期純利益	40,772
法人税、住民税及び事業税	2,257
法人税等調整額	22,621
当期純利益	15,893

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 1 月 1 日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	30,000	22,000	22,000	1,150	407,617	408,767	460,767
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	43,985	43,985	43,985				87,970
当 期 純 利 益					15,893	15,893	15,893
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	43,985	43,985	43,985	-	15,893	15,893	103,864
当 期 末 残 高	73,985	65,985	65,985	1,150	423,511	424,661	564,631

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	14,365	14,365	475,133
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			87,970
当 期 純 利 益			15,893
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△13,217	△13,217	△13,217
当 期 変 動 額 合 計	△13,217	△13,217	90,646
当 期 末 残 高	1,148	1,148	565,779

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法

- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

- ③ 棚卸資産
 - ・ 商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	10年～20年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～8年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、商標権につきましては、10年か

ら20年の定額法により償却しております。のれんについては、合理的に見積もった期間（5年）で均等償却を行っております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は2年であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対して、その費用負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、いずれの事業におきましても履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

① ライフスタイル提案事業

ライフスタイル提案事業においては、主にバッグ、財布等の商品の販売を行っており、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

なお、出荷を伴う商品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当該収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる額については、過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。また、割引クーポン等を顧客に支払われる対価として認識しており、割引クーポン等の使用時に取引価額を減額して収益を認識しております。

② 関係会社管理事業

関係会社との業務委託契約に基づき、経営指導、労務管理及び決算管理等に関する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供につれて顧客に支配が移転するものであり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

③ ディベロップメント事業

ディベロップメント事業においては、オフィスビル、事務所、マンション等の不動産の賃貸を行っております。また、鳥取県では、本会社に Barcos Coffeeを併設し、飲食業の運営を外部に委託することで賃貸収入を得ております。不動産の賃貸収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下

〔2022年改正会計基準〕という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(評価・換算差額等に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式(株式会社BFLAT)	1,350,000千円
-------------------	-------------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式会社BFLATの株式は市場価格のない株式であるため、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較を行い、実質価額の著しい下落に関する判定を行っております。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、取得時の事業計画の達成状況や経営環境の変化等を総合的に勘案して超過収益力の毀損の有無を判断しております。当該事業計画における主要な仮定の内容については、連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記(1)株式会社BFLATに係るのれん及び商標権の評価」に記載のとおりであります。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	459,624千円
無形固定資産	170,340千円
長期前払費用	24,243千円
減損損失	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として管理会計上の区分に従うことを基本としつつ、賃貸等不動産、各店舗設備、番組制作費については、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、市場価格が著しく下落した場合、退店や放送終了の意思決定をした場合等、減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された予算、中期経営計画に基づく売上高、営業利益、番組放送費、MR（売上高番組放送費比率）の見込みや市場価格があるものについてはその固定資産の時価に基づき算定しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、予算の変更や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 商品の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	547,010千円
売上原価のうち、棚卸資産評価損	58,008千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、商品の評価を行うにあたっては、正味売却価額に基づき、収益性の低下を検討しております。また、一定の保有期間を経過した在庫について、商品の性質に応じた評価減率を設定し、定期的に帳簿価額を切り下げるとともに、当該切り下げ額を棚卸評価損として売上原価に計上しております。

ロ. 主要な仮定

正味売却価額は直近の販売価格を基礎とするほか、滞留在庫の識別は、商品の滞留又は処分の実績、商品の材質やライフサイクル等を総合的に勘案して判断しております。

八、翌事業年度の計算書類に与える影響

評価損の見積りにあたっては、過去の実績や評価時点での入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、市場環境が予測より悪化した場合には、翌事業年度に係る計算書類において、棚卸資産評価損として認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	66,353千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

ロ. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは翌期の事業計画等を基礎としており、過去及び当事業年度の経営成績等を総合的に勘案の上、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づいて課税所得の見積可能期間を決定し、繰延税金資産の回収可能価額を算定しております。

八、翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	15,169千円
建物及び構築物	147,177千円
土地	222,831千円
投資有価証券	3,306千円
計	388,484千円

② 担保に係る債務	
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	65,148千円
長期借入金	348,845千円
計	713,993千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は、210,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 445,750千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,900,000千円
借入実行残高	900,000千円
差引額	1,000,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	56,479千円
② 短期金銭債務	864,341千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	252,000千円
仕入高	508,755千円
その他の営業取引高	568,081千円
営業取引以外の取引高	6,587千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	一千円
退職給付引当金	11,910千円
棚卸資産	72,628千円
賞与引当金	3,950千円
資産除去債務	7,727千円
税務上の繰越欠損金	19,821千円
減価償却超過額	2,431千円
その他	5,311千円
繰延税金資産小計	<u>123,781千円</u>
評価性引当額	<u>△29,983千円</u>
繰延税金資産合計	<u>93,798千円</u>

繰延税金負債

返品資産	1,902千円
資産除去債務に対応する除去費用	5,966千円
未収還付事業税	5,555千円
その他	14,020千円
繰延税金負債合計	<u>27,444千円</u>
繰延税金資産純額	<u>66,353千円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社アイ・シー・オー	所有 直接 100.0%	役員の兼任 商品の仕入 業務委託 (注1) 経営指導 資金の借入	商品の仕入 業務委託費用 の支払 (注7) 業務委託費用 の受取 経営指導料の 受取 (注8) 利息の支払 (注10)	477,477 526,362 545 60,000 2,624	前渡金 未払金 未収入金 売掛金 短期借入金 未払費用	96,905 92,113 50 5,500 225,000 2,624
子会社	株式会社ファッションニュース通信社	所有 直接 100.0%	役員の兼任 業務委託 (注2) 経営指導 資金の貸付	資金の貸付 (注9) 業務委託費用 の支払 (注7) 経営指導料の 受取(注8) 利息の受取 (注9)	32,327 826 36,000 96	未収入金 売掛金 短期貸付金	514 3,300 32,327
子会社	BARCOS HONG KONG LIMITED	所有 直接 100.0%	役員の兼任 業務委託 (注3)	業務委託費用 の支払 (注7)	62,881	未払金	5,954
子会社	株式会社トリプル・オー	所有 直接 100.0%	役員の兼任 業務委託 (注4) 資金の借入	利息の受取 (注9) 業務委託費用 の支払 (注7) 利息の支払 (注10)	54 8,664 70	短期借入金 未収入金 未払金 長期前払費用 未払費用	20,000 208 308 30,000 70
子会社	株式会社BFLAT	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営指導 業務委託 (注5)	経営指導料の 受取 (注8) 業務委託費用 の支払 (注7) 利息の支払 (注10)	144,000 291 2,012	未払金 売掛金 短期借入金 未払費用	649 13,200 350,000 2,012

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 immunity	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の借入 業務委託 (注6)	経営指導料の 受取 (注8) 業務委託費用 の受取 (注7) 業務委託費用 の支払 (注7) 利息の支払 (注10)	12,000 433 84 420	売掛金 買掛金 短期借入金 未払費用	1,379 84 30,000 420
子会社	株式会社藤本コーポレーション	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の借入	利息の支払 (注10) 業務委託費用 の支払 (注7)	37 540	短期借入金 未払費用 買掛金	140,000 37 231

- (注) 1. 仕入業務及び広告代理店業務を委託しております。
2. 広告代理店業務を受託しております。
3. サンプル作成業務を委託しております。
4. 広告の企画・制作を委託しております。
5. ECモールの販売代行を委託しております。
6. カスタマーセンター対応を受託しております。
7. 業務委託費用については、市場実勢を参考に委託業務の内容を勘案し、双方協議の上決定しております。
8. 経営指導料については、各子会社の売上高及び会社の規模等を総合的に勘案して決定しております。
9. 貸付金及び貸付金利息につきましては、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
10. 借入金及び借入金利息につきましては、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
11. 上記取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

(3) 兄弟会社等
該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	468円24銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円23銭

13. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社バルコス
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指 定 社 員	公認会計士	堀	俊 介
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	堀口	佳 孝
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルコスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルコス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社バルコス
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊 介
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 堀 □ 佳 孝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルコスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に務めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社においては、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を行い、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月4日

株式会社バルコス 監査役会

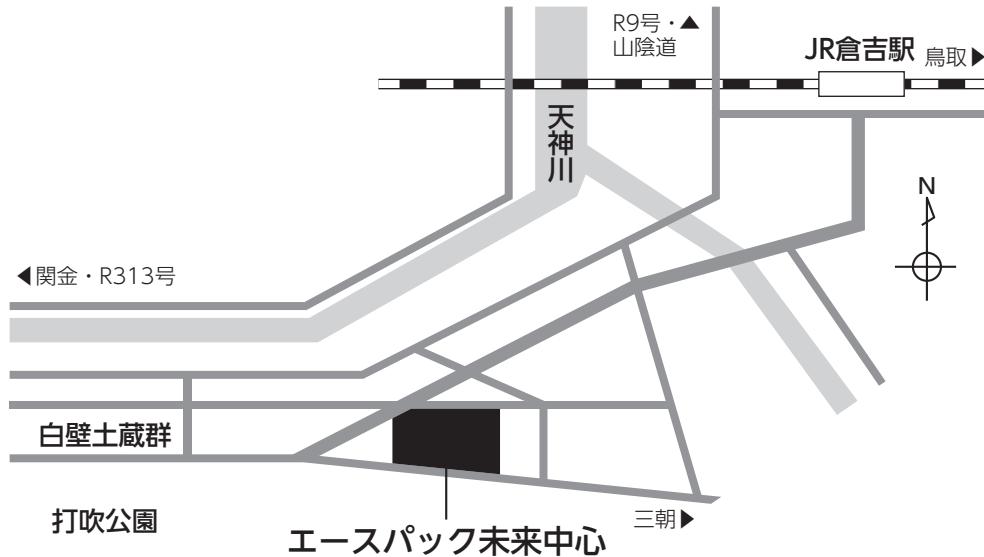
常勤監査役 伊 藤 教 史 ㊞

社外監査役 伊 藤 敬 之 ㊞

社外監査役 村 中 剛 士 ㊞

株主総会会場ご案内図

会場：鳥取県倉吉市駄経寺町212-5（倉吉パークスクエア内）
エースパック未来中心 セミナールーム3
TEL 0858-23-5390



交通 自家用車・タクシーで
倉吉市役所、打吹公園方向へ 約10分
「倉吉パークスクエア」の標識に沿ってお越しください。